

岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

岬町長

田代堯

岬町条例第20号

岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岬町条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」を「個人番号の利用等」に改める。

第1条中「の規定に基づき、個人番号の利用」を「の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の後に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

第3条中「利用」の後に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第4条第1項中「、町長又は教育委員会」を「、別表第1の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び町長又は岬町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の後に次の1項を加える。

2 別表第2の機関の欄に掲げる機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条第3項の後に次の2項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以

下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

- 5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第4条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するため必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年岬町条例第7号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年岬町条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	岬町子ども医療費の助成に関する条例(平成12年岬町条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

5 教育委員会	岬町就学援助費支給要綱による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	岬町特別支援教育就学奨励費給付要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する情報であって規則で定めるもの (7) 岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に関する情報であって規則で定めるもの (8) 岬町子ども医療費の助成に関する条例に関する情報であって規則で定めるもの (9) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 町長	岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって

		<p>規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童福祉法に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 岬町子ども医療費の助成に関する条例に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
3 町長	岬町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童福祉法に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
4 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。